

**香川県条例第31号**

職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
 (職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第1条 職員の特殊勤務手当に関する条例(平成12年香川県条例第55号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特殊現場作業手当)                      第22条 略</p> <p>附 則</p> <p>1～9 略</p> <p><u>(特殊現場作業手当の特例)</u>                      10 第22条に定めるもののほか、職員が、<u>新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令</u></p>	<p>(特殊現場作業手当)                      第22条 特殊現場作業手当は、職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。                      (1)～(6) 略                      (7) 感染症予防法第6条第2項から第5項までに規定する感染症その他これらに準ずる感染症として人事委員会規則で定めるもの(以下「感染症」という。)に関し面接して行う感染症予防法第15条第1項の規定による質問若しくは調査又は感染症の病原体に汚染されている区域において行う患者の看護若しくは移送若しくは当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業                      (8)・(9) 略                      2 特殊現場作業手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。                      (1)～(6) 略                      (7) 前項第7号又は第8号に掲げる業務に従事した場合 従事した日1日につき290円                      (8) 略</p> <p>附 則</p> <p>1～9 略</p>

第11号) 第1条に規定するものをいう。以下同じ。) から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって人事委員会規則で定めるものに従事したときは、特殊現場作業手当を支給する。この場合においては、第22条第1項第7号に掲げる業務に係る特殊現場作業手当は支給しない。

- 11 前項の規定により支給する特殊現場作業手当の額は、作業に従事した日1日につき3,000円(新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他これに準ずる作業として人事委員会規則で定めるものに従事した場合にあっては、4,000円)とする。

(警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 警察職員の特殊勤務手当に関する条例(平成12年香川県条例第56号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特殊勤務手当の種類等) 第2条 略</p>	<p>(特殊勤務手当の種類等) 第2条 警察職員の特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。            (1) 犯罪捜査手当            (2) 警衛警護警備手当            (3) 犯罪鑑識手当            (4) 死体取扱手当            (5) 交通捜査等手当            (6) 爆発物等取扱手当            (7) 災害警備等手当            (8) 夜間特殊業務手当            (9) 警ら手当            (10) 航空手当            (11) 海上取締等手当            (12) 潜水手当            (13) 看守護送手当            2 警察職員の特殊勤務手当が支給される職員の範囲及び支給額は、別表のとおりとする。</p>

附 則

1～3 略

(特殊勤務手当の特例)

- 4 第2条に定めるもののほか、警察職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって人事委員会規則で定めるものに従事したときは、特殊勤務手当を支給する。
- 5 前項の規定により支給する特殊勤務手当の額は、作業に従事した日1日につき3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他これに準ずる作業として人事委員会規則で定めるものに従事した場合にあっては、4,000円）とする。

附 則

1～3 略

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「新条例」という。）附則第10項及び第11項の規定並びに第2条の規定による改正後の警察職員の特殊勤務手当に関する条例附則第4項及び第5項の規定は、令和2年2月1日から適用する。  
(特殊現場作業手当の内払)
- 3 職員の特殊勤務手当に関する条例第22条第1項の規定により支給された同項第7号に掲げる業務に係る特殊現場作業手当のうち新条例附則第10項前段に規定する作業に係るものは、同項の規定による特殊現場作業手当の内払とみなす。